

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 歯周インプラント認定医審査施行細則

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「学会」という）歯周インプラント認定医制度規則第3条の規定に基づき、歯周インプラント認定医審査に関し、必要な事項を定める。

第2条 申請者は、次の各号に定める歯周インプラント認定医申請書類を認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 学会認定医認定証（写し）
- (2) 歯周インプラント認定医認定申請書（様式1-2）
- (3) 歯周インプラント認定医資格審査表（様式2-2）
- (4) 履歴書（様式3）
- (5) 歯科医師免許証の写し
- (6) 歯周インプラント指導医1名の推薦書（様式4-2）
- (7) 歯周インプラント認定医申請患者一覧：5症例（様式5-2）
- (8) 歯周インプラント指導医の検印を受けた治療に関する資料（様式6-2、様式7）
- (9) 歯周インプラント認定医認定申請料（郵便振替払込金受領証のコピー）

第3条 認定審議委員会による認定審査は、毎年1回以上実施し、学会は3ヶ月前までに歯周インプラント認定医審査の公示を行うものとする。

第4条 歯周インプラント認定医審査

歯周インプラント認定医審査の申請では、申請者は次の各号に従わなければならない。

1 書類審査

- (1) 全ての症例はメンテナンスまたはサポータティブペリオドンタルセラピー（SPT）まで進んでいる5症例を提示する（治療終了後少なくとも6ヶ月以上経過し、さらに長期症例であれば望ましい）。
- (2) 歯周炎患者で、インプラントを用いて包括的に治療を行った症例。
- (3) インプラント周囲炎の治療を行った症例（他の医療機関での埋入を含む）。
- (4) インプラントに歯周形成手術を応用した症例（AAP Glossary of Periodontal Terms 2019に準じて骨造成、軟組織移植等によりインプラント周囲組織環境を整えた症例）。
- (5) 上記(3)と(4)の症例に関しては、それぞれ1症例ずつ加えても良い。
- (6) メンテナンスまたはSPT時に適正に機能している残存歯が10歯以上存在すること。
- (7) 初診時、メンテナンスまたはSPT時のX線写真：デンタル10枚法あるいは14枚法が望ましい。しかし初診時に限り症例の概要が説明できるものであれば、10枚以下あるいはパントモ撮影の写真でも可。前歯から臼歯への移行部、最後臼歯の（第三大臼歯を除く）遠心の骨形態が把握できること。インプラント治療の把握にCT画像等があれば資料を添付する。尚、プレゼンテーション症例に関しては、初診、およびメンテナンスまたはSPT時の10枚法以上のデンタルX線写真が必要となる。
- (7) 本試験でのケースプレゼンテーションに使用する症例は、申請資料の症例番号1番とすること。歯周外科手術の術式ならびにインプラント埋入外科手術の手技が確認可能な写真を添付すること。

2 口頭試問

口頭試問は、申請者が提出した症例の内、症例番号1番に対し以下の各号について行う。

- (1) 申請者は、症例発表を行い口頭試問を受ける。

- (2) 症例発表に指定した症例には、初診、再評価、終了及び直近のメンテナンスまたは SPT 時の所見が含まれる。
- (3) 症例発表の持ち時間は 15 分間とする。
- (4) 症例発表は、原則としてパーソナルコンピューターによるスライドで行う。更に病歴及び治療経過記録のコピーの用意をする。

第 5 条 合否判定

- 1 歯周インプラント認定医審査の合否は認定審議委員会で総合的な審査を行い、その結果を理事会に報告する。
- 2 合否判定の細則は別に定める。

第 6 条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 3 月 15 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成 27 年 7 月 18 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年 6 月 22 日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。